



福島県医発第525号（地）
平成23年 5月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部
を改正する省令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が平成23年5月20日付けで公布され、同日付けで施行（ただし、東日本大震災の特例については3月11日施行）となった旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の改正に伴い、「定期の予防接種の実施について」及び「日本脳炎の定期の予防接種について」も一部改正され、また、日本脳炎の予防接種の接種方法の変更に伴い、厚生労働省においてパンフレットが作成されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正の主な概要は下記のとおりです

記

【改正の概要】

1. 麻しん及び風しん

平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校2年生相当の年齢の者を追加した。

2. 日本脳炎

(1) 平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者。以下「特例対象者」）について、日本脳炎の定期の予防接種の対象者として特例措置を設けた（対象者を4歳以上20歳未満の者とした）。

(2) 特例対象者に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、接種の実施方法を定めた。

3. 東日本大震災の特例

(1) 東日本大震災の発生によりやむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、平成23年8月31日までの間は定期の予防接種の対象者とした。

(2) ジフテリア、破傷風及び百日せき並びに日本脳炎の予防接種において、予防接種実施規則で定める間隔をおいている間に東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により予防接種を受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなすとした。

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

今般、別添のとおり予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布、施行され、これに伴い「定期の予防接種の実施について」及び「日本脳炎の定期の予防接種について」も一部改正されました。また、日本脳炎の予防接種の接種方法変更に伴い、パンフレットが作成されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の概要

1. 麻しん及び風しん

- ・平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校2年生相当の年齢の者を追加した。

2. 日本脳炎

- ・平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者。以下「特例対象者」)について、日本脳炎の定期の予防接種の対象者として特例措置を設けた(対象者を4歳以上20歳未満の者とした)。
- ・特例対象者に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、接種の実施方法を定めた。

3. 東日本大震災

- ・東日本大震災の発生によりやむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、平成23年8月31日までの間は定期の予防接種の対象者とした。
- ・ジフテリア、破傷風及び百日せき並びに日本脳炎の予防接種において、予防接種実施規則で定める間隔をおいている間に東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により予防接種を受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなすとした。

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種
実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 144 号)及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 62 号)が、本日公布され、同日から施行されたところである。

今回の改正の概要等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

(1) 麻しん及び風しんの予防接種について

平成 23 年 5 月 20 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校 2 年生相当の年齢の者を追加したこと。

(2) 日本脳炎の予防接種について

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。以下「特例対象者」という。)に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、対象者を 4 歳以上 20 歳未満の者としたこと。

なお、改正後の条文において対象者を 4 歳以上と規定したのは、施行日において特例対象者が 4 歳以上であるためであり、当該者が施行日前に、改正前の予防接種法施行令に定める接種対象期間(生後 6 月から 90 月及び 9 歳以上 13 歳未満)に接種したものについては、予防接種法上の定期の予防接種である。

(3) 東日本大震災の特例について

東日本大震災の発生によりやむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年

齢を過ぎてしまった者について、平成 23 年 8 月 31 日までの間は定期の予防接種の対象者としたこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとし、1の(3)については、平成 23 年 3 月 11 日から適用することとしたこと。

第2 予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

(1) 日本脳炎の予防接種について

特例対象者に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、接種の実施方法を定めたこと。

① 特例対象者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていないもの(接種を全く受けていない者を除く。)に係る残りの予防接種は、乾燥培養日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとするとしてしたこと。ただし、第4回目(2期接種に相当)の接種については、引き続き9歳以上の者に対して行うものとしてしたこと。

② 特例対象者であって、日本脳炎の予防接種を全く受けていない者に係る日本脳炎の予防接種については、省令第15条・16条と同様に、以下のとおりとしたこと。

イ 第1回目の接種(1期初回接種の第1回目に相当)は、乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ロ 第2回目の接種(1期初回接種の第2回目に相当)は、第1回目の接種後6日から28日までの間隔をおいて乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ハ 第3回目の接種(1期追加接種に相当)は、第2回目の接種後おおむね1年を経過した時期に乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ニ 第4回目の接種(2期接種に相当)は、9歳以上の者に対し、第3回目の接種後6日以上の間隔をおいて乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ホ ②のロに基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること等により接種不適当者とされた者については、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔をおいたものとみなす。

(2) 東日本大震災の特例について

ジフテリア、破傷風及び百日せき並びに日本脳炎の予防接種において、予防接種実施規則で定める間隔をおいている間に東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により予防接種を受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなすとしてしたこと。

2 施行期日

公布の日から施行し、1の(2)については、平成 23 年 3 月 11 日から適用すること。

第3 留意事項

今般の改正により設けた特例に係る具体的な接種方法や接種回数の考え方等については、通知等で示すこととする。

(2) 国庫負担（附則第四条関係）

イ 国庫は、(1)の就職支援事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用については二分の一を負担するものとした。
ロ 国庫は、イのほか、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用（職業訓練受講給付金に要する費用を除く。）を負担するものとした。

(三) 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものとした。（附則第六条（第二）条関係）

(四) 検討

(1) 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第三一条第一項関係）

(2) (1)の特定求職者の就職に関する支援策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第三一条第二項関係）

9 この法律は、一部の規定を除き、平成三年一〇月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一四三三号）（総務省）

1 平成三年三月一日に発生した東北地方太平洋沖地震により行方不明となつた者の死が三箇月間分らない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、平成三年三月一日に、その者は、死亡したものと推定することとした。（附則第五条関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（厚生労働省）

1 平成三年五月二〇日から平成四年三月三十一日までの間、麻疹及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校生二年生相当の年齢の者を追加することとした。（附則第三項関係）
2 平成七年六月一日から平成九年四月一日までの間に生まれた者について、日本脳炎の定期の予防接種の対象者としての特例措置を設けることとした。（附則第四項関係）

3 東日本大震災に伴いやむを得ないと認められる場合は、定期の予防接種の対象者を拡大することとした。（附則第五項関係）
4 この政令は、公布の日から施行することとし、3については、平成三年三月一日から適用することとした。

法 律

預金保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十五号

預金保険法の一部を改正する法律

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）」を「第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）」を「第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）」に改める。

第一条中「及び破綻金融機関」を「及び破綻金融機関」に、「金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「管理、破綻金融機関」を「管理及び破綻金融機関」に、「及び金融機関」を「及び破綻金融機関」に、「その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。
3 役員が任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第三十四条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務

第三十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第三十七条第一項中「第六号又は第七号」を「第七号又は第九号」に改め、同条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第五十八条の三の見出し中「決済用預金」を「預金等」に改め、同条第一項中「支払対象決済用預金」を「支払対象預金等」に、「円滑」を「その他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施」に改める。

第六十九条の二第一項中「支払対象決済用預金」とあるのは「支払対象預金等」とあるのは「支払対象預金等」とあるのを「支払対象預金等」と改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り

第一百一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取りに関する契約を締結するものとする。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)
第十二条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
第十七条第一項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五号第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政 令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第四百三十三号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十四条第一項、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る死亡の推定の特例)

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第十四条(附則第一条の二第四項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第四百四十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

3 平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「十八歳となる日の属する年度の初日から当該」とあるのは「十七歳となる日の属する年度の五月二十日から十八歳となる日の属する」とする。

4 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種種についての第一条の二第二項の表日本脳炎の項の適用については、同項中「一 生後六月から生後九十日に至るまでの間にある者」とあるのは「四歳以上二十歳未満の者」とする。

5 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第二項の表の上欄に掲げる疾病(結核及びインフルエンザを除く。)についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者(当該疾病にかかつていない者又はかかつていたことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。)については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省令

○法務省令第十七号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

法務大臣 江田 五月

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項に次の一号を加える。

三 法第二條第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（継続保護事業として行うものを除く。）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十條の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣 細川 律夫

予防接種実施規則の一部を改正する省令
予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（日本脳炎の予防接種に係る特例）」を付け、同條の次に次の二條を加える。

第五條 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち一回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目

の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、九歳以上の者に對し、第三回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6 第三項の規定に基づき接種の間隔をおいていない間に、明らかに発熱を呈していること又は急性の疾患にかかつて接種を受けることが適当でないこととされた者については、当該者が予防接種法施行令附則第四項において読み替へて適用する同令第一條の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

（東日本大震災による特例）

第六條 第九條第一項から第五項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいていない間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者に對しては、当該者が予防接種法施行令第一條の二の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2 第十五條第一項又は前條第三項の規定に基づき接種の間隔をおいていない間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令第一條の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者若しくは特例対象者である場合は、同令附則第四項による読替後の同欄に規定する者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

附則
この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六條の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

○厚生労働省令第六十三号
狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五條第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日
厚生労働大臣 細川 律夫

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十三年十二月三十一日までの間、東日本大震災（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によるやむを得ない事情により、第一條第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。

附則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定中第十一條第二項（同条第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に係る部分は、平成二十三年三月十一日から適用する。

訓令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中1に次の一号を加える。

四 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四條第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

別表「経済財政運営担当」の項中5から11までを6から12までとし、4の次に次の一項を加える。

5 内閣府設置法第四條第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事項

附則

この訓令は、平成二十三年五月二日から施行する。

告示

○総務省告示第九十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七條第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

総務大臣 片山 善博

基幹統計である患者調査の名称を患者統計に変更する。

○法務省告示第三百五十三号

大阪市都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十日

法務大臣 江田 五月

大阪市北区澤上江町十丁目三十六番地

井上 岩吉

健 発 〇 五 二 〇 第 六 号
平成 二 三 年 五 月 二 〇 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 二 三 年政令第 一 四 四 号）及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 二 三 年厚生労働省令第 六 二 号）
の施行に伴い、「定期の予防接種の実施について」（平成 一 七 年 一 月 二 七 日付
け健発第 〇 一 二 七 〇 〇 五 号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）
の予防接種実施要領」を別添のように改正し、平成 二 三 年 五 月 二 〇 日から適用
する。

別 添

定期(一類疾病)の予防接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市区町村長は、予防接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料に基づき様式第一の予防接種台帳を作成し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予防接種台帳の保存は、5年間とすること。

2 対象者等に対する周知

(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号（以下「政令」という。））第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者（以下「保護者」という。）に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

(2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。

なお、麻しん及び風しんの第3期、第4期の対象者については、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。

(3) また、近年、予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努めること。

(4) 麻しんについて「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づき、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。

(5) 麻しん及び風しんの予防接種においては、対象者の年齢により、行動範囲や生活様式が大きく異なるため、行動が自立している第3期、第4期の対象者については、接種に係る本人及び保護者の負担を軽減できるよう配慮すること。

(6) 麻しん又は風しんの第4期の対象者のうち、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く対象者を念頭に置いていることから、予防接種担当部局、学校関係部局及び教育委員会が相互に連携を図り、当該対象者に予防接種法の対象者として接種できる旨周知すること。

3 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、予防接種実施計画で設定した接種予定時期を前提と

して、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期の内に確認し、管内における予防接種実施状況についての的確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

実施通知における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知したうえで、本人及び保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査（1歳6か月児健康診査）及び学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4 予防接種に関する周知

市区町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。特に、麻しん及び風しんの第3期、第4期の女性への予防接種については、妊娠中の予防接種は不適当事項であること及び接種後2か月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること。

5 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市区町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「13 集団接種の際の注意事項」に留意すること。

なお、市区町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、市区町村教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する必要があること。

6 接種液

(1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件（－20℃以下）を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、破傷風混合トキソイド及び日本脳炎ワクチンにあつては、凍結しないように留意すること。

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(カ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(カ) 結核に係る予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(2) 市区町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。

(3) 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備えておくこと。

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、予防接種の対象者であることを慎重に確認すること。

9 予診票

(1) 予防接種の実施に際しては、乳幼児・小学生が接種対象となっているジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎又は結核の予防接種については、様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については、様式第三麻しん風しん予防接種予診票（第3期・第4期対象：保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四麻しん風しん予防接種予診票（第3期・第4期対象：保護者が同伴しない場合）（以下「様式第四予診票」という。）を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配付し、各項目について記入するよう求めること。

(3) 市区町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予診票は、予防接種実施後5年間保存すること。

(4) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは可能性に関する質問事項を作成すること。また、政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に妊娠の事実あるいは可能性に関する質問を作成することが望ましい。

10 予診並びに予防接種不適当者及び予防接種要注意者

(1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる（以下「予診」という。）。

(2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(3) 乳幼児に対して予防接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。

(4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号以下「省令」という。）第6条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。

(5) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(6) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、妊娠している女性は、予防接種不適当者であるため、接種が行われないう注意すること。また、日本脳炎の政令附則第4項で定める予防接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場

合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12 接種時の注意

（1） 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
- イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。ただし、経口生ポリオワクチンにあつては、栓を取り外し、直接バイアルから一人分ずつ経口投与器具に取り、接種すること。
- エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。
- オ ポリオ及び結核以外の疾病に係る予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。
- カ 結核に係る予防接種にあつては、接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針（管針）を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ちこれを強く圧して行うこと。接種数は2箇所とし、管針の円跡は相互に接するものとする。
- キ 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用すること。

(2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- ウ 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市区町村担当部局に連絡すること。

13 集団接種の際の注意事項

(1) 実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

(2) 接種会場

- ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。
- イ 二種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明瞭に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

(3) 接種用具等の整備

- ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。
- イ 注射器は、2cc以下のものを使用すること。
- ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

(4) 予防接種の実施に従事する者

- ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。
- イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

(5) 安全基準の遵守

市区町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市区町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市区町村の職員が接種が終わった者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市区町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られたとしても、応急治療ができるよう、救急処置物品（血圧計、

静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市区町村長は、被接種者に重篤な副反応が見られた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市区町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

(6) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配付して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、妊娠している女性は、予防接種不適合者であるため、接種が行われないよう注意すること。また、日本脳炎の政令附則第4項で定める予防接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

14 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

- (1) 予防接種を行った際は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）に定める様式による予防接種済証を交付すること。
- (2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代え母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載する

こと。

15 副反応の報告

- (1) 市区町村長は、あらかじめ様式第五の予防接種後副反応報告書（（2）から（4）までにおいて「報告書」という。）及び別表の予防接種後副反応報告書報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。
- (2) 市区町村長は、医師から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 市区町村長は、保護者から報告書により副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (4) 市区町村長は、（2）、（3）において、受けた報告が、報告書中の予後欄における、「1 死亡」、「2 重篤（死亡の危険あり）」、「3 入院」に該当する場合は、都道府県知事への提出とは別に、報告書の写しを厚生労働大臣あてに直ちに提出すること。
- (5) 都道府県知事は、市区町村長から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て厚生労働大臣あてに報告書の写しを提出すること。
- (6) 厚生労働大臣が報告事項に関して検討を加えた結果については、都道府県知事を通じて市区町村長あて通知することがあるので、この場合においては、市区町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。
- (7) （1）から（5）までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

16 予防接種の実施の報告

- (1) 市区町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）の作成要領に従って行うこと。
- (2) 市区町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行規則第3条の規定に基づき、市区町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を翌月10日までに都道府県知事に報告すること。

17 都道府県の麻しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づき、都道府県知事は、管内市区町村長と連携し、管内における麻しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん対策の会議に速やかに報告すること。

18 他の予防接種との関係

- (1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥

弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

- (2) 二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

- (1) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (2) ジフテリア及び百日せきについて同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (3) 百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は(2)と同様とすること。
- (4) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて2回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (5) ジフテリアの第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種について

は生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて2回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(6) 破傷風の第1期の予防接種は(5)と同様とすること。

(7) 百日せきの第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(8) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンと沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのいずれも使用することが可能な場合であっても、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

(10) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(11) ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種は、(10)と同様とすること。

(12) ジフテリア、百日せき又は破傷風のいずれかの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。

2 急性灰白髄炎の予防接種

(1) 対象者

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として41日以上の間隔を置いて2回行うこと。

(2) 接種液の用法

経口生ポリオワクチンは、室温で融解した後、よく振って混和させること。融解後にウイルス力価が急速に低下することから、速やかに接種すること。

(3) 接種液の輸送

ア 経口生ポリオワクチンの輸送には、ドライアイスを入れたアイスボックス又はジャーを用いること。

イ 融解した経口生ポリオワクチンを輸送する場合は、所定の貯蔵条件を維持すること。

(4) 接種方法

ア 経口生ポリオワクチンの接種は、融解した経口生ポリオワクチン0.05ミリリットルを消毒済みの経口投与器具で直接口腔内に注入して接種させること。

イ 投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は、改めて0.05ミリリットルを接種させること。

ウ いったん経口投与器具に取った接種液を速やかに使用しなかった場合は、廃棄すること。

(5) 接種方式

個別接種を原則とすること。この場合においては、地域内の接種を1月の期間内で完了すること。

(6) 接種時の注意

下痢症患者には、治癒してから投与すること。

(7) 保護者への情報提供

市区町村長は、保護者に対し、当該保護者が抗体保有率の低い年齢層（昭和50年から昭和52年までに生まれた者）に属する者又は予防接種の未接種者であるときは、極めてまれに家庭内感染の可能性がある旨及び被害救済制度に関する情報提供を行うこと。

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1) 対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん又は風しんの第3期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこ

と、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。なお、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、18歳となる日の属する年度に接種すること。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第1期、第2期、第3期又は第4期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

4 日本脳炎の予防接種

(1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日から28日までの間隔を置いて2回、追加接種については4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) 第2期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(3) 予防接種の特例

ア 省令附則第4条の対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者）

(ア) 省令附則第4条第1項によって残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

(イ) 省令附則第4条第1項によって残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

(ウ) 省令附則第4条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。

イ 省令附則第5条の対象者（平成7年6月1日から平成19年4月1日に生まれ

た者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者)

(ア) 省令附則第5条第1項によって残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を1回受けた者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

(イ) 省令附則第5条第1項によって残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

(ウ) 省令附則第5条第1項によって残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の予防接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

(エ) 省令附則第5条第2項から第5項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 第1期の初回接種、附則第4条第2項及び附則第5条第3項による接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

。

5 結核の予防接種

(1) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種において見られる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(2) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市区町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア) コッホ現象と思われる反応が被接種者に見られた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ) コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから糜爛(びらん)や潰瘍が消退するまでの経過が概ね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市区町村長におけるコッホ現象事例報告書の取り扱い

市区町村長は、あらかじめ様式第六のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市区町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取り扱い

都道府県知事は、市区町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し（個人情報に係る部分を除く。）を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取り扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

(3) 副反応報告の提出

コッホ現象は、通常、様式第五の別表に定める副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要であること。ただし、接種局所の変化の経過が遷延し、接種後4週間以上にわたって湿潤する場合は、第1の15に定めるところにより、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があるので留意すること。

(参 考)

○定期(一類疾病)の予防接種実施要領

新	旧
第1総論 1 (省略)	第1総論 1 (省略)
2 (1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号(以下「政令」という。))第5条の規定による公告を行い、 <u>政令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)</u> に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。	2 (1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定による公告を行い、 <u>同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)</u> に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。
(2)～(5) (省略)	(2)～(5) (省略)
<u>(6) 麻しん又は風しんの第4期の対象者のうち、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く対象者を念頭に置いていることから、予防接種担当部局、学校関係部局及び教育委員会が相互に連携を図り、当該対象者に予防接種法の対象者として接種できる旨周知すること。</u>	
3～8 (省略)	3～8 (省略)
9 (1)～(3) (省略)	9 (1)～(3) (省略)
(4) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは	(4) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは

可能性に関する質問事項を作成すること。また、政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に妊娠の事実あるいは可能性に関する質問を作成することが望ましい。

10

(1) (省略)

(2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種（13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(3) (省略)

(4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号以下「省令」という。）第6条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。

(5) (省略)

可能性に関する質問事項を作成すること。

10

(1) (省略)

(2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(3) (省略)

(4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第6条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。

(5) (省略)

(6) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、妊娠している女性は、予防接種不適合者であるため、接種が行われないよう注意すること。また、日本脳炎の政令附則第4項で定める予防接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種(13歳以上の者に接種する場合に限る。)において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意する

(6) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者(特に、妊娠している者等)であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

ことを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12 (省略)

13

(1)～(5) (省略)

(6) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種及び政令附則第4項による日本脳炎の予防接種(13歳以上の者に接種する場合に限る。)において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) (省略)

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、妊娠している女性は、予防接種不適合者であるため、接種が行われないよう注意すること。また、日本脳炎の政令附則第4項で定

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12 (省略)

13

(1)～(5) (省略)

(6) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) (省略)

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者(特に、妊娠している者等)であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされる

める予防接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

14～15 （省略）

16 予防接種の実施の報告

(1) 市区町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。

(2) （省略）

17～18 （省略）

第2各論

1

(1)～(8) （省略）

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により20日から5

よう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

14～15 （省略）

16 予防接種の実施の報告

(1) 市区町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。

(2) （省略）

17～18 （省略）

第2各論

1

(1)～(8) （省略）

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

6日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

(10)～(12) (省略)

2 (省略)

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1)

ア～ウ (省略)

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。なお、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、18歳となる日の属する年度に接種すること。

(2)～(4) (省略)

4

(1)～(2) (省略)

(3) 予防接種の特例

ア 省令附則第4条の対象者(平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある

(10)～(12) (省略)

2 (省略)

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1)

ア～ウ (省略)

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

(2)～(4) (省略)

4

(1)～(2) (省略)

(3) 予防接種の特例

者)

(ア) 省令附則第4条第1項によって残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

(イ) 省令附則第4条第1項によって残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

(ウ) 省令附則第4条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。

イ 省令附則第5条の対象者(平成7年6月1日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者:平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者)

(ア) 省令附則第5条第1項によって残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を1回受けた者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

(イ) 省令附則第5条第1項によって残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の初回接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

ア 予防接種実施規則附則第4条第1項によって残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

イ 予防接種実施規則附則第4条第1項によって残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこととする。

ウ 予防接種実施規則附則第4条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。

(ウ) 省令附則第5条第1項によって残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合(第1期の予防接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこととする。

(エ) 令附則第5条第2項から第5項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種すること。

第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 第1期の初回接種、附則第4条第2項及び附則第5条第3項による接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

5 (省略)

(4) 第1期の初回接種及び附則第4条第2項による接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

事 務 連 絡
平成23年5月20日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

日本脳炎の予防接種に関するパンフレットの送付について

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布されたことをうけ、日本脳炎の予防接種の接種方法に変更がございました。

各自治体において医療機関や保護者に対する広報等にご活用頂けるよう別添のとおりパンフレットを作成いたしましたので、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該パンフレットを含め、日本脳炎の予防接種に関する情報は、厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種に関するご案内」にも掲載いたしますので、併せてご活用ください。

掲載HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/annai.html>

平成23年度

保護者の皆様へご案内

日本脳炎の予防接種を

今年度は、通常の3歳・4歳のお子様に加えて、小学3年生・小学4年生のお子様にも、日本脳炎の予防接種のご案内を行っています。

小学3年生・小学4年生のお子様がいらっしゃる保護者の方は、母子健康手帳を確認し、日本脳炎の1期接種が不足している場合は接種を受けましょう。

- 日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、**平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。**
- その後、新たなワクチンが開発され、**現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。**
- 平成7～18年度に生まれた方は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。特に**平成13～18年度生まれ（「年中」相当～小学4年生）のお子様は、1期接種が終わっていないことがあります。**
- これらのお子様には、平成23年度から順次接種のご案内を行います。**平成23年度は小学3年生・4年生のお子様にご案内を行い、それ以下の年齢のお子様には、平成24年度以降にご案内を行います。**

※ 小学3年生・小学4年生のお子様へのご案内の方法などは市町村ごとに異なっていますので、不明の場合は市町村にご確認ください。

※ ご案内の対象となっていない場合でも、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、1期・2期の接種が終わっていないお子様は、20歳未満までの間、接種を受けることができますので、希望する方は市町村にお問い合わせください。

予防接種を受ける方法や、受けられる医療機関など、詳しい情報は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

受けましょう。



厚生労働省

平成23年5月20日から

医療機関の皆様へご案内

平成17～21年度の間 日本脳炎の予防接種の機会を逃した方々の 接種時期が緩和されました。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。この間に、接種の機会を逃した方々への接種の機会の確保を進めています。

○ 平成7（1995）年6月1日～平成19（2007）年4月1日生まれの方に、6カ月以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

※ これまで定期接種ができなかった、7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種できるようになりました。

※ 市町村からの接種のご案内・広報は、下記の通り、今年度から、年齢ごとに、順次行ってまいります。

◆ 1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法に沿って接種を行ってください。

※ 1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいてください。

◆ 1期初回接種・1期追加接種が不十分な場合は、6日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行ってください。

◆ 2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の方に行ってください。

平成23年度に、市町村から接種のご案内・広報を行う対象者

平成23年度は、原則として以下の方に市町村から接種の案内を行います。

○通常の対象者

3歳： 1期初回接種 4歳： 1期追加接種

○小学3年生・小学4年生（平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれ）：

1期接種の機会を逃した場合、1期接種の残りの回数

※ 1期接種の機会を逃したこれ以外の方（平成15～18年度生まれ）への1期接種は、ワクチンの供給量も踏まえつつ、次年度以降にご案内する予定ですが、希望がある場合は定期予防接種を行うことができます。

※ 2期接種の機会を逃した方（平成7年6月～平成12年度生まれ）へのご案内については未定ですが、希望がある場合は9歳以上であれば、定期予防接種を行うことができます。

ご不明の点がありましたら、市町村にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ「日本脳炎の予防接種についてのご案内」でもご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/annai.html>



厚生労働省

健 発 〇 五 二 〇 第 七 号
薬 食 発 〇 五 二 〇 第 二 号
平 成 二 三 年 五 月 二 〇 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局長

「日本脳炎の定期の予防接種について」の一部改正について

日本脳炎の定期の予防接種については、「日本脳炎の定期の予防接種について」（平成 22 年 4 月 1 日付け健発 0401 第 19 号厚生労働省健康局長通知及び同日付け薬食発 0401 第 25 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。）に基づき実施しているところであるが、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 144 号）及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 62 号）の施行に伴い、平成 23 年 5 月 20 日から下記のとおり実施することとしたので、貴管下市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等に対し指導及び周知方よろしくお願いする。また、社団法人日本医師会及び社団法人細菌製剤協会に対し、同様に通知していることを申し添える。

記

1 予防接種の積極的な勧奨について

平成 22 年度に「定期の予防接種の実施について」（平成 17 年 1 月 27 日付け健発第 0127005 号厚生労働省健康局長通知）の「定期（一類疾病）の予防接種

実施要領」（以下「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」という。）に定める第１期（初回接種）の標準的な接種期間に該当する者に積極的な勧奨を行ってきたところであるが、平成２３年度以降においては、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」に基づく第１期（初回接種及び追加接種）の標準的な接種期間に該当する者に積極的な勧奨を行うこととされたい。これをもって、第１期の予防接種における積極的な勧奨については、平成１６年度と同様となる。

その際、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」を遵守するとともに、市町村、医療機関、製造販売業者等（製造販売業者及び製造販売業者から委託を受けた販売業者をいう。以下同じ。）の関係機関は、更に以下の事項に留意し、積極的な勧奨の再開に伴う需要の急激な変動に対し、引き続き、ワクチンの適切な供給確保及び予防接種の安全確保等に努められたい。

（１）市町村

予防接種後副反応に対する適切な安全対策を講ずるためには、副反応の発生数とともに接種者数を把握することが重要であることから、「日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握について（依頼）」（平成 21 年 6 月 2 日付け健感発 0602001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「予防接種者数の把握について」という。）に基づき、引き続き、日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握に努めること。

（２）医療機関

ア 予防接種後副反応に対する適切な安全対策を講ずるためには、副反応の発生数とともに接種者数を把握することが重要であることから、市町村から、「予防接種者数の把握について」に基づく日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握に関する依頼があった場合には、これに協力すること。

イ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、製造販売後、可及的速やかに重篤な副反応に関するデータを収集し、段階的に評価を行うとともに、その結果を踏まえ、適正使用に必要な措置を講ずることが薬事承認の際の承認条件となっていることから、予防接種後の副反応を診断した場合には、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」に基づき、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者の居住区域を管轄する市区町村長へ報告すること。

また、厚生労働省においては、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの承認条件にかんがみ、安全対策のために、当該予防接種後副反応報告（被接種者及びその保護者に関する個人情報を除く。）を当該ワクチンの製造販売業者等に対し情報提供することがあり、製造販売業者等から薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 3 第 1 項に基づく副反応等に関する情報収集の協力依頼がなされた際には、医療機関においても、同条第 2 項に基づき、製造販売業者

等の当該情報収集の協力を努めること。

ウ 接種を希望する者に対しては、第 1 期の予防接種が適切に完了できるよう、接種に必要なワクチンの入手等について、事前に製造販売業者等と十分に協議等を行うとともに、医療機関においても必要量を考慮した上で、注文及び在庫管理を行うよう留意すること。

(3) 製造販売業者等

ア 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる重篤な副作用等の情報を把握した場合は、薬事法第 77 条の 4 の 2 第 1 項及び第 77 条の 4 の 5 第 3 項に基づき、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告すること。また、同法第 77 条の 3 第 1 項に基づき、医療機関に対し、適正使用に関する情報提供を行うとともに、安全性に関する情報等の収集に努めること。

イ 接種スケジュールに従った適切な接種が行えるよう、第 1 期の接種に必要なワクチンの確保等について、事前に医療機関と十分に協議等を行うとともに、予約注文状況及び在庫状況等を定期的に把握し、医療機関に対して適切な情報提供を行うこと。また、在庫の偏在等が発生しないよう卸売販売業者等と連携した対応を図ること。

2 平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への積極的な勧奨については、以下の事項に留意し、実施されたい。

(1) 対象者

平成 23 年度に 9 歳になる者（平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日に生まれた者）及び 10 歳になる者（平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日に生まれた者）については、積極的な勧奨の差し控えにより、第 1 期の予防接種が十分に行われていないことから、平成 23 年度中に、第 1 期の不足分について、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」に基づく日本脳炎の予防接種の特例の接種方法に沿って積極的な勧奨を行うこととされたい。

(2) 接種方法及び接種回数について

3 (1) (3) に準じて実施すること。

(3) 積極的な勧奨にあたって、個別通知を行う際には、接種台帳を確認して第 1 期の予防接種（初回接種及び追加接種）を完了していない者にのみ通知を行う、又は、対象年齢の全員に通知を行った上で、接種時に母子健康手帳等により残りの接種すべき回数を確認する、のいずれの方法でも差し支えないこと。

(4) 平成 23 年度に 5 歳から 8 歳になる者に対する第 1 期の積極的な勧奨については、ワクチンの供給量を踏まえつつ、平成 24 年度以降、年齢の高い者から順にできるだけ早期に積極的な勧奨を実施することとする。なお、それまでの間における接種機会の確保については 3 の通りであること。

(5) 平成 23 年度に 5 歳から 16 歳になる者は、第 2 期の積極的な勧奨が行われていないが、現時点では積極的な勧奨の対象ではなく、その勧奨の必要性について更なる検討を行うこととする。なお、それまでの間における接種機会の確保については 3 の通りであること。

3 このほか、平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への接種機会の確保については、以下の事項に留意し、実施されたい。

(1) 予防接種実施規則(昭和 33 年厚生省令第 27 号以下「省令」という。)附則第 4 条に基づく対象者(平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、平成 22 年 3 月 31 日までに日本脳炎の第 1 期の予防接種が終了していない者で、生後 6 月から 90 月又は 9 歳以上 13 歳未満にある者)の接種方法について

①第 1 期の予防接種の初回接種のうち 1 回接種を受けた者

省令第 15 条に規定する日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種を 1 回受けた者については、接種を受けようとする時点において予防接種法施行令で定める対象年齢(生後 6 月から 90 月までの者及び 9 歳以上 13 歳未満の者)に該当する者に対して、6 日以上の間隔をおいて、残りの 2 回の接種を行うこととする。

②第 1 期の予防接種の初回接種を受けた者

省令第 15 条に規定する日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種を受けた者については、接種を受けようとする時点において予防接種法施行令で定める対象年齢(生後 6 月から 90 月までの者及び 9 歳以上 13 歳未満の者)に該当する者に対して、残りの 1 回の接種を行うこととする。

③第 1 期の予防接種を全く受けていない者

第 1 期の予防接種を実施していない者については、接種を受けようとする時点において予防接種法施行令で定める対象年齢(9 歳以上 13 歳未満の者)に該当する者に対して、省令第 15 条の例によって 3 回の接種を行うこととする。なお、生後 6 月から 90 月までの者については、同条に基づいた日本脳炎の第 1 期の予防接種を受けることができることから、特例を適用していない。

※上記①から③の接種方法によらず、省令第 15 条に基づく接種が可能な者は、それに従うこととする。

(2) 省令附則第 5 条に基づく対象者(平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日に生まれた者で、20 歳未満にある者：平成 17 年 5 月 30 日の積極的勧奨の

差し控えによって第 1 期、第 2 期の接種が行われていない者）の接種方法について

①第 1 期の予防接種の初回接種のうち 1 回接種を受けた者

省令第 15 条に規定する日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種を 1 回受けた者については、6 日以上の間隔をおいて残りの 2 回の 1 期接種を行うこととし、2 期接種は、9 歳以上の者に対して、1 期接種終了後 6 日以上の間隔をおいて、行うこととする。

②第 1 期の予防接種の初回接種（2 回）を受けた者

省令第 15 条に規定する日本脳炎の第 1 期の予防接種の初回接種を受けた者については、6 日以上の間隔をおいて 1 期追加接種を行うこととし、2 期接種は、9 歳以上の者に対して、1 期接種終了後 6 日以上の間隔をおいて、行うこととする。

③第 1 期（3 回）の予防接種が終了している者

省令第 15 条に規定する日本脳炎の第 1 期の予防接種が終了している者については、2 期接種は、9 歳以上の者に対して、1 期接種終了後 6 日以上の間隔をおいて、行うこととする。

④日本脳炎の予防接種を全く受けていない者

第 1 期の接種は、初回接種として、6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回接種し、追加接種として、初回接種終了後おおむね 1 年を経過した時期に 1 回の接種を行うこととする。

第 2 期の接種は、9 歳以上の者に対して、第 1 期接種終了後、6 日以上の間隔をおいて、1 回の接種を行うこととする。

※ 省令附則第 5 条に基づく対象者への第 2 期の接種は、第 1 期の終了後 6 日以上の間隔をおけば実施できることとしているが、通常、第 1 期接種の終了後、おおむね 5 年の間隔をおいて接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましい。

（3）接種回数について

過去に接種した回数については、原則、定期接種として接種したものについて考慮するが、任意で接種した回数も考慮した上で、残りの接種すべき回数を決定して差し支えないものとする。

（4）厚生労働省においては、厚生労働省ホームページ等を通じて、対応等に係る情報を提供することとしている。

これらの情報を活用して、保護者等に対し、疾患の特性及び感染のリスクが高い者等に関すること並びに平成 23 年度の予防接種シーズンにおいて予定されているワクチンの供給量では、接種機会を逸したすべての者に対する十分な接種の機会の提供が困難な場合があることについて、情報提供を行うようお願いしたい。

（5）日本脳炎に感染するおそれがあると認められる者等の保護者等から接種の希

望があった場合には、予防接種法第3条第1項の規定により、定期の予防接種の対象疾患としていることから、市町村は、当該保護者等に対して、ワクチンの流通在庫量等を勘案し、円滑な接種が受けられるよう、その機会の確保に努めること。